

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

令和5年9月28日告示第673号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目の告示(平成 25 年 11 月 1 日世田谷区告示第 643 号)の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成 19 年4月世田谷区規則第 55 号。以下「規則」という。)第 11 条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

別紙

集合住宅の規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
1 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満かつ住戸の数が20以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路
2 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの(次項に該当するものを除く。)	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
3 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
4 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備

計が2,000平方メートル以上のもの	又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、浴室及びシャワー室、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、公共的通路
--------------------	--

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。